

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月18日

神河町長 山 名 宗 悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 湊地区 当初（平成30年12月）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年12月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	1経営体
	集落営農	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

湊地区は、水稲作がもっとも適している生産しやすく、農地を守っていく上でも、水稲作を推奨する。既に不作付地になっている農地については、藤原傑氏（認定新規就農者）に貸付し、水稲、にんにく等を作付けし、農地の保全に努め、環境を守り、地域を守ることを目指す。

湊地区の農用地は、農地中間管理機構を利用し、藤原氏に集積、集約する。

【担い手について】

現在は、長尾氏がこの地域の50%近く水稲を作付けされているが、高齢であり、規模縮

小を進められている。そこで、平成30年度から、藤原傑氏（認定新規就農者）が一部水稻を作付けし、今後も経営面積の拡大および集約を目指し、経営の安定化を図る。

【農地の出し手】

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、耕作、農地の保全が困難になった場合、農地の貸付けを行う。また、獣害対策等については、集落で対応する。

【農地の保全】

農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。

【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い、獣害を最小限に抑える。

補助メニュー：鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金